

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たるときは、  
の翌日が休日には、  
の翌日)

昭和六十二年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

◇告示

字の区域の変更(一件) (地方課)

鳥取県行政書士会会則の変更の認可(二)  
被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

次

土地改良法による換地処分(二件) (農村整備課)

告示

鳥取県告示第四百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による浜田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 鳥取県告示第四百八十三号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。  
この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による下甲地区  
第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による下甲地区

字の名称を変更する 御崎字西濱	同上の区域（昭和六十一年十月一日現在の地番による。） 御崎字西濱のうち四七九の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 御崎字中濱四八一の一の一部、四八二の一の一部、四八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下甲字濱田一五四次三内一の一部、一五五の一部、一五六の一部、一五七の一部、一五七次一の一部及びこれらと一体をなす国有地
御崎字中濱	御崎字中濱のうち四八一、四八一の一から四八一の三まで、四八二の一、四八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
御崎字前濱	御崎字西濱四七九の一の一部及びこれと一体をなす国有地 御崎字中濱四八一、四八一の一の一部、四八一の二、四八一の三、四八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八二の二と一体をなす国有地の一部
御崎字前濱の全域	御崎字下モ山四八五次一、六〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地

下甲字中濱	下甲字中濱のうち一七〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 下甲字西下山
下甲字濱田	下甲字中濱一七〇の一部及びこれと一体をなす国有地 下甲字西下山のうち八九六の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
御崎字下モ山	下甲字中濱一七〇の一部及びこれと一体をなす国有地 下甲字西下山
下甲字濱田	下甲字中濱のうち一七〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 下甲字濱田

## 鳥取県告示第四百八十五号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和六十二年六月三日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更事項  
行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の限度額を引き上げること。

二 変更事項の施行の日  
昭和六十二年六月十日

## 鳥取県告示第四百八十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山名眼科医院	倉吉市昭和町二丁目一四三	昭和六十二年五月二十六日

## 鳥取県告示第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡中山町退休寺一九二永岡幸吉ほか三人の者が共同（下甲地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る下甲地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業に係る浜田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次